

お客様各位

会津商工信用組合

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について

当組合では、政府・産業界・金融界が一体となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、下記の通り追加対応を行うこととしましたので、お知らせします。

今後もお客様の利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

- ・**最終振出期限：令和8年9月30日**
- ・手形・小切手の最終振出期限を令和8年9月30日とします。
期限日以降に振り出された手形・小切手は当座勘定からの支払いができません。
- ・当組合の手形・小切手をお受け取りになる場合も、振出日が令和8年9月30日までであることをご確認ください。

2. これまでの取組内容

取組内容	実施日
福島県内15金融機関による手形・小切手の電子化に向けた連携の開始	令和7年 3月3日
当座預金の新規開設停止	令和7年10月1日
令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止	令和7年10月1日
払戻請求書による当座預金払戻の取扱開始	令和7年12月1日
手形・小切手の発行停止	令和8年 4月1日
自己宛小切手の廃止	令和8年 4月1日
他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止 ※当組合の本支店を支払地とする手形・小切手については、振出日が令和8年9月30日までのものに限り、令和9年度まで受付します。	令和8年10月1日

3. その他

- (1) 当組合の手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みにつきましては、別紙をご覧ください。
- (2) 電子的な決済手段として、「でんさいサービス」及び「インターネットバンキングサービス（ビジネスWEBバンキング）」への移行をご検討ください。
ご相談やお申込については、取引店までお問い合わせください。

以上

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組み

1. 手形・小切手を振出のお客様

年度	2025年度(令和7年度)	2026年度(令和8年度)	2027年度(令和9年度)
発行	発行可能(令和8年3月まで)	発行不可(令和8年4月より)	
振出	振出可能(令和8年9月まで)		振出不可(令和8年10月より)

2. 手形・小切手を受取のお客様

年度	2025年度(令和7年度)	2026年度(令和8年度)	2027年度(令和9年度)
入金	支払地:他行 入金可能(令和8年9月まで)	入金不可(令和8年10月より)	
	支払地:当組合 入金可能(振出日が令和8年9月30日までのものに限ります)(令和10年3月まで)		
取立	支払地:当組合、他行 取立可能(期日が令和9年3月31日までの手形・小切手に限ります)※		取立不可(令和9年4月より)

※金融機関によっては、振出期限の設定により、不渡りになる可能性があります。
当組合では、最終振出期限を令和8年9月30日しております。